退職手当支給申請書

号 令和 年 月 日

群馬県教育委員会 渡辺 郁美 様 教 育 長

(市町村教育委員会教育長、または県立学校長)

印

日付けで下記の職員が退職しましたので、退職手当を支給されますよう、

対除書類を称2	え (甲i	育しよ	9 0									
	学校	泛 名										
退 職 者	職	名			氏	名						
	生年	月日		年	月	F	3					
勤続	年	数		年		月						
退職	理	由	定年退職	 勧奨退 	職 •	普通退	職 •	任月	用期間満一	了 •	死亡	
	給	料	級	号給			円	合				
退職時の	退職時の教職調整額											円
給料月額	給料の調	調整額					円	計				
退職手当を	住	所	(〒)								
受領する者	氏	名					退職	渚と	の続柄			

金融機関口座振込依頼書

退職者職員番号			

フリガナ 口座名義

私が受給する退職手当は、下記の金融機関の私名義の普通預金口座へ振り込んでください。

記

振込金融機関	銀行 金庫 店 組合	口座番号								
--------	------------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--

- 1 口座振込みエラーを防ぐため、金融機関の通帳の記載内容を見ながら記入してください。2 口座名義のフリガナは正しく記入してください。3 受給される本人名義以外の口座へは振込みできません。4 必ず本人が確認してください。

別記様式第3号

加加冰八分 5 万				
	履	歴	書	
		元	<u>1</u>	学校
		職名	氏名	
			年	月 日生
年月日	記	事	給与	官公署
上記のとおり)相違ないことを証明 [、]	する		
令和	年 月 日			
		(市町村教育委員会教育	長名、または県立学	校長名 印)
				EU
				_

- 注 1記事は、なるべく詳しく記入すること。2転任の場合は、その旨附記すること。

現代 現代 現代 現代 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		年	月 日		年:	分 退職	战所得(の受給	に関する申告書	書 兼	退職	所得申台	古書	文弘者至	至村府
現 住所 (住所)		税務署長 殿 /													
大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	職手		₹					あ		₹					
大人 番号		an at							氏 名						
□ (個人番号)	支払	(氏名)	and Defended and A. D. Williams	(th) I	h. () . de .) 2 2 4 4 1 1 1				個人番号	ļ.					į
□ 選職子当等の支払を受けること を 月 日 日			※提出を受けた退	戦手当の3	を払者が記載して	ください。									
① 退職子当等の支払を受けること 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		このA欄には、全	ての人が、記載して	こください	い。(あかたが、 直	前に退職手当	等の支払を	を受けたこ	とがない場合には. 下σ	B以下の名	く棚には記 る	能する必要が	ありません	_)	
○ 上級系手当等の支払を受けることとなった年月日 年月日日 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日															
A				٤	年	月	日	100h 11							
A A A A A A A A A A										有	自	年	月	日	
2 過職の区分等	١.							21	特正役員等期続。		至	年	月	日	
② 退職の区分等 全括扶助の有無 方ち 短期勤続期間 有 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 日 年 月 日 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 日 日 年 日 日 日 日	A		<一般・障害の	の区分>					うち 一般勤続期間	有	自	年	月	日	-
本存中に進にも逃職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に認赦してください。 本存中に支払を受けた他の退職			一般•障镖	小)		との重複勤続期間	無	至	年	月	日	
おなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。 本年中に支払を受けた他の退職		② 退職の区分等		l			J		うち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	-
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。 ① 本年中に支払を受けた他の退職			<生活扶助ので	与無>					との重複勤続期間	無	至	年	月	日	
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。 本年中に支払を受けた他の退職			右•無					5 t	、	有	自	年	月	日	
田			14 .77%					/ ') VZ54130WC5411b1	無	至	年	月	日	
田		あなたが本年中	に他にも退職手当	等の支持	ムを受けたこと	がある場合	には、こ	のB欄に	:記載してください。						
田		_						5 32	・ ④の通算勤続期間						
B 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本				40%				うす	 5 特定役員等勤続!		自	年	月	日	
A 文は B の 退職手当等についての 動続 期間		3 3 3 13 12 2 3 3		至	- 华			II :	うち 一般勤続期間		自	年	月	日	
A 文は B の 退職手当等についての動続 関問	В	るナ 歴史処	三 华 點 娃 冊 門		年	月 日			との重複勤続期間 うち 短期勤続期間			<u>年</u> 年			
1		リック 特定权	貝守劉脫朔间	無	年	月 日						年			
うち 短期勤続期間 有 自 年 月 日 1							年			無無	至	车	月	日	
		うち 短期勤約	売期間					II : '		4006	至	年	月	日	
ことがある場合には、このC欄に記載してください。 で (本) 前年以前 4 年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内の退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間と重複している期間と重複している期間と重複している期間と重複している期間と重複更整に対しての重複動続期間と重複している場合には、その通算された動続期間を含飾又は一部が通算されている場合には、その通算された動続期間等について、このD欄に記載してください。 A 又はBの退職手当等についての動続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての動続期間のきについて、このD欄に記載してください。 (多) A の退職手当等についての動続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての動続期間のきのと受けた退職手当等についての動続期間を重要された前の退職手当等についての動続期間を重要された前の退職手当等についての動続期間を重要についての動続期間を重要についての動続期間を重要についての動続期間を重要についての動がに対していての事がに対していての事がに対していてがいまれていての事がに対していての事がに対していての事がに対していての事がに対していての事がに対していての事がに対していていていての事がに対していての事がに対していていていていていていましていていていていていていていていていていていていて				無	华	月 日				無					-
C C ⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内の退職手当等についての動続用によりは19年内の退職手当等についての動続期間の多ちに、前に支払を受けた退職手当等についての動続期間を重複動続期間を重複が続期間を重複が続期間を重複が続期間を重複が続期間を重なしている場合には、その通算された動の退職手当等についての動続期間の多ちに、前に支払を受けた退職手当等についての動続期間を回ります。 日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日						づく老齢給	付金とし	て支給さ	れる一時金の支払を受	ける場合	には、194	手内) に退職	手当等の言	支払を受	けた
C C 日本 1 1 1 1 1 1 1 1 1					ください。			(7) (3) V	【は⑤の勤続期間のうう	ち、⑥の	自	年	月	ĦТ	
A 又はBの退職手当等についての動続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての動続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての動続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての動続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての動続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての動続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての動続期間のうち。	С	0 "" 1 2 1 " 1 1 1		· 給	Æ	п	н	勤続期	間と重複している期	間	至	年	月	日	
か続期間				- =					期間との重複勤続期間	罰 無	至	年	月	日	
れた勤続期間等について、このD欄に記載してください。 ③ Aの退職手当等についての勤続			W1 = (10) (C	Ĭ						と『有		•			4
れた勤続期間等について、このD欄に記載してください。 ③ Aの退職手当等についての勤続	Ξ	A 又はBの退職手当等についての勧続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勧続期間の全部又は一部が通管されている場合には その通管さ													
別											- 山-ハ-川		J-101 10 10 10	- CV)	
当等についての勤続期間				自	年	月 日	年				自	年	月	日	4
D				至	年	月 日		期間			至	年	月	日	
D		うち 特定役員						Ø							-
1	D			首	年	月 日	年	9		: 有	自	年	月	日	
B の返職手当等についての勤続 日 年 月 日 〒 〒 月 日 〒 〒 月 日 〒 〒 月 日 〒 〒 月 日 〒 〒 月 日 〒 〒 月 日 〒 〒 月 日 〒 〒 月 日 〒 〒 月 日 〒 〒 〒 月 日 〒 〒 〒 月 日 〒 〒 〒 月 日 〒 〒 〒 月 日 〒 〒	ľ		: 無				h	11)	> > \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	無					
うち 特定役員等動続期間 有 自 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日		期間(④)に通算さ	れた前の退職手	'					と⑩の通算期間			•			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					·			r:::							
うち 毎脚輪繰脚間 有 自 年 月 日 年 🔘 うち @♪◎の通管期間 自 年 月 日		うち 特定役員			年				うち ②と②の通算期	期間					
		うち 短期勤続	期間有無	自			年		うち 回と回の通算期	期間	自至	年年	月月		-

		B又は(この退職手	当等が	ある場合	には、この	DE欄にも	記載してください	•				
		区 分	退払とお受っ	12 2	5 こと	収 入 ()	金 額 円)	源 泉 徴収税額 (円)	特別徴 市町村民税 (円)	収税額 道府県民税 (円)	 支 払 け 月 年 月	退職 の 区分	支 払 者 の 所 在 地 (住所)・名称(氏名)
E		一般		•								一般 障害	
1	В	特定 役員		•								一般 障害	
		短期		•								一般 障害	
		С		•								一般 障害	

03.12 改正

注 意 項

- この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、 支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役 員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

申告書の書き方

- 「①」欄には、退職年月日(会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定 められた年月日) を記載します。
- 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付 年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活 扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。

この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間(その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前 の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。) によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた 期間によります。

- (1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
- 一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間(一時他に勤務すること
- となった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。) 他に勤務していた期間(その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。)で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された (3)

また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等(※1)に係る勤続期間(以下「特定役員等勤続期間」といいます。) の有無及び短期退職手当等(※2)に係る勤続期間(以下「短期勤続期間」といいます。)の有無、有の場合は、その勤続期間及び年数(1年未 満の端数切上げ) を記載します。

更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等(※3)に係る勤続期間(以下「一般勤続期間」といいま す。)の重複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上 げ)を記載します。

※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。)が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その 役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

上記の役員等とは次に掲げる人をいいます。

- イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
- 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ハ 国家公務員及び地方公務員
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、
- 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 「④」欄には、本年中に支払いを受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、内書は、上記3「③」 欄の内書に倣い記載します。
- 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数 切上げ)を記載します。

また、内書の「うち 特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち 短期勤続期間との重複勤続期 間」及び「うち 短期勤続期間」の各欄は、上記3「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間(特定役員等 勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。)を含みません。

更に、「うち 全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち 短期勤続期間」の内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」欄は 短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間(全重複勤続期間を除きます。)について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及 びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。

「⑥」欄には、前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)に支 払を受けた退職手当等(以下「4年内の退職手当等」といいます。)がある場合に、その4年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。 ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年内の退職手当等の収入金 額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数(小数点以下の端数切捨て)に相当する年数が 経過する日までの期間を記載します。

4 年内の退職手当等の収入金額	算 式
800万円以下の場合	その収入金額÷40万円
800万円を超える場合	(その収入金額-800万円) ÷70万円+20

- 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「①」欄及び「⑩」欄に は、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複 勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間(上記3 の(1)又は(3)の期間((3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。)) とその年数(1年 未満の端数切捨て)を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定 役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数(1年未満の端数切 捨て)を記載します。また、「⊘」欄及び「⊜」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その 特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数 切捨て)を記載します。また「⊕」欄及び「⊗」欄には、「④」欄と「⊘」欄及び「⊜」欄と「⊜」欄の勤続期間について、重複する部分は二重 に計算しないように通算した勤続期間とその年数 (1年未満の端数切捨て) を記載します。